

## 広島県告示第六百六十九号

広島県統計調査条例（平成二十一年広島県条例第七号）第二条第一項に規定する県統計調査を次のとおり実施する。

令和八年六月一日

広島県知事 横 田 美 香

- 一 調査を行う者の名称  
広島県（民間事業者に委託して実施）
- 二 調査の名称  
広島県青少年のインターネット利用状況調査
- 三 調査の目的  
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりの取組の進捗を把握するとともに、今後の施策立案の基礎資料とすることを目的とする。
- 四 調査対象の範囲  
広島県全域
- 五 報告を求める事項  
青少年のインターネット利用状況、インターネット利用に関する家庭のルールの有無、子供のインターネット利用に関する保護者の取組、インターネット適正利用に関する啓発や学習の経験、フィルタリングについて
- 六 報告を求める事項の基準となる期日又は期間  
令和八年六月五日から令和八年六月二十一日までの期間内
- 七 報告を求める者  
広島県内の登録会員 四百二十名（有意抽出による）
- 八 報告を求めるために用いる方法  
回答用URLをメール送付し、Web回答フォームにより回答を回収。
- 九 報告を求める期間
  - 1 調査の周期  
一年
  - 2 調査の実施期間又は調査票の提出期限  
令和八年六月五日から令和八年六月二十一日までの期間内